

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	7	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	NISA の利便性向上等		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） NISA は、家計の安定的な資産形成と経済成長に必要な成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成 26 年 1 月より導入された。（その後、平成 28 年 1 月からは「ジュニア NISA」、平成 30 年 1 月からは「つみたて NISA」が導入された。） 令和 5 年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、令和 6 年 1 月から新しい NISA が開始された。 ・ 特例措置の内容 あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、非課税保有限度額の当年中の復活や、つみたて投資枠における要件の整備等、NISA の利便性向上等にかかる所要の措置を講ずること。		
関係条文	租税特別措置法第 37 条の 14 等		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 NISA の利便性の向上等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援すること。 （２）施策の必要性 NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたって NISA の利用が広がっている。 あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和 5 年度税制改正にて NISA の抜本的拡充・恒久化が行われ、また、令和 8 年度税制改正において、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところ。 一人一人のライフプランに沿った安定的な資産形成を後押しするため、これまでの制度拡充を踏まえつつ、実務的な改善等を通じて、利便性の向上を進めることが必要。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 資産所得倍増プラン（抄） 2. 目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （2）新しい NISA 令和9年末時点における NISA 総口座数を3,400万へ、NISA 買付額を56兆円へ増加させることを目指す。 経済財政運営と改革の基本方針2026（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （2）成長基盤の強化 （成長を支える資金供給の促進） 「資産運用立国」の取組を更に発展させ、17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再編・再構築を金融面で支えるため、「成長投資を促進するための金融戦略」を策定する。金融機関の資金供給・成長支援機能の強化や、厚みのある金融市場の実現、地域金融力の強化を図る。また、アセットオーナーの機能向上や、家計の安定的な資産形成促進、オンチェーン金融の推進を図る。個人向け国債の魅力向上による国内投資家層の拡大を図る 成長投資を促進するための金融戦略（抄） 3-3. 家計の安定的な資産形成の促進 （3）NISAについては、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和5年度税制改正において制度の抜本的拡充・恒久化がなされ、また、令和8年度税制改正においても、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところである。当面は、これまでの制度拡充の成果を踏まえ、実務的な改善を通じて継続的な利便性の向上を図りつつ、更なる普及・定着に向けて広報等の取組を進めていく。
		政策の達成目標	NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成を促すこと。 令和9年末時点における NISA 総口座数を3,400万口座、NISA 買付額を56兆円とすること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	口座数：2,821万口座 買付額の合計：71.4兆円 （出典）金融庁「NISA 利用状況調査」（令和7年12月末時点）

	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と	税負担軽減措置等の適用実績	口座数：2,821 万口座 買付額の合計：71.4 兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(令和7年12月末時点)
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	口座数は2,821 万口座(令和7年12月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	前回要望時の達成目標	—

効果に 関連する 事項	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和 7 年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和 8 年度改正 NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実	